## 主 原判決を破棄する。 本件を津地方裁判所四日市支部に差し戻す。 理 由

本件控訴の趣意は、弁護人福間昌作名義の控訴趣意書および控訴趣意追加と題する書面にそれぞれ記載されているとおりであるから、ここにこれらを引用するが、 その要旨は、原判決の量刑が重すぎて不当である、というのである。

先ず職権をもつて原判決書を調査するに、原判決は、その罪となるべき事実とし 「被告人はA会社のトラック運転手として勤務するものであるが、昭和四一年二八日午前二時三〇分ころ、大型貨物自動車(愛〇い〇△×口号)を運転し、 三重郡a町B地内国道一号線を時速約五〇キロメートルで南進中、先行の大型貨物 自動車の後方約一〇メートルを追随したが、たまたま先行車が進路を右寄りに変更 してその前方の駐車々両を避けたのに、右事情を予測しないで進行した過失によ り、前方に駐車中の普通貨物自動車に追突しこれを押し出して同自動車前部(南 側)にいたC(当三二年)を駐車自動車で轢過させ、よつて同人に対し腹部轢過傷の傷害を負わせて即死させ、同人と同所で立ち話をしていたD(当三五年)に対し加寮約三〇日間を要する頭部外傷(前額部挫創)左大腿部打撲挫傷、腰部打撲傷の 傷害を、同所にいたE(当四八年)に対し加療約二〇日間を要する左肩右側胸部打 撲挫傷の傷害を、自車に同乗中のF(当一七年)に対し全治約一週間を要する左側 頭部挫創の傷害を負わせたものである」旨を認定判示し、これを業務上過失〈要旨〉 致死傷罪に問擬していることは、原判文自体に徴し明らかである。ところで、「業 務上過失致死傷罪は、その</要旨>構成要件として、業務上必要な注意を怠り によつて人を死傷に致すことによつて成立する罪であるから、これを判示するに は、被告人に業務上の注意義務が存在し、且つその注意義務を懈怠した事実のある ことを明らかにしなければ、刑事訴訟法第三三五条にいわゆる罪となるべき事実の 判示として不十分であるといわなければならない。そこで、これを本件についてみるのに、原判決は、この点について、右のとおり「たまたま先行車が進路を右寄り に変更してその前方の駐車々両を避けたのに、右事情を予測しないで進行した過失 により」と判示したにとどまり、被告人にいかなる業務上の注意義務が存在し、且つその注意義務を怠つたものであるかどうかを明示しておらず、又、判示事実自体からもこれを確認することができないから、有罪判決に示すべき理由としては不備であるといわなければならない。(ちなみに、本件記録によれば、原審第二回公司 期日において、検察官は、被告人の本件注意義務として前方注視義務と先行車両の 動静に従つて進路を採るべき注意義務ありと釈明していることが認められるのであ るから、原審としては、すべからく右注意義務の存否を判断し、若しそれらの注意 義務があるとすれば、この義務の存在と、これを怠つたことと本件人身事故との間 に因果関係を認められる程度に判示しなければならない。)従つて、原判決は、弁 護人の量刑不当の論旨に対する判断を俟つまでもなく、到底破棄を免れない。よって、弁護人の量刑不当の論旨に対する判断を省略し、刑事訴訟法第三九七条

よつて、弁護人の量刑不当の論旨に対する判断を省略し、刑事訴訟法第三九七条第一項、第三七八条第四号に則り、原判決を破棄したうえ同法第四〇〇条本文に従い、本件を原裁判所に差し戻すこととして、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 坂本収二 裁判官 藤本忠雄 裁判官 福田健次)